

令和5年4月1日

条 例 ・ 規 則 ・ 通 知 総 括 表

学校人事課県立学校人事係

条例、教育委員会規則、教育長通知

[illegible]

[illegible]

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
（週休日の振替等） 第六条 教育委員会は、学校職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	（週休日の振替等） 第三条 条例第六条の教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日（この条において「勤務命令日」という。）の属する日曜日を初日とする一週間とする。ただし、公務の運営に著しく支障がある場合で当該一週間によることが困難と認められるときは、当該勤務命令日を起算日とする四週間前の日から当該勤務命令日を起算日とする十六週間後の日までの期間（当該勤務命令日が休業日（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十条に規定する休業日のうち教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）の期間に属する場合は、当該休業日の期間）とすることができる。 2 教育委員会は、週休日の振替（条例第六条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は四時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。 一 週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が一週間について一日以上となること。 二 週休日の振替により週休日とする勤務日は、条例第四条第二項又は第五条の規定によりあらかじめ割り振られている一日の勤務時間が七時間四十五分以内の日とすること。 3 教育委員会は、四時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。 4 教育委員会は、週休日の振替等を行った場合には、学校職員に対して速やかにその内容を通知しなければならない。	第3 週休日の振替等（条例第6条、規則第3条関係） 1 振替等について (1) 「振替」とは、週休日と勤務日を交換することをいう。 (2) 「割振り変更」とは、週休日の4時間と勤務日の4時間（始業の時刻からの4時間、又は終業の時刻までの4時間）を交換することをいう。 (3) 「振替等」とは、振替と割振り変更をいう。 2 週休日の振替等は、学校行事等の実施その他学校運営上必要やむを得ない事情がある場合に限り行うことができる。 なお、教育職員についてその他学校運営上必要やむを得ない事情がある場合とは、教育職員が土曜授業を行った場合、本人の申し出により、学校の教育課程を踏まえ、発展的・系統的な学習を指導した場合及び別表第1に定める部活動等の大会に教育職員が児童生徒を引率した場合とする。 3 振替等の期間は、勤務命令日の属する日曜日を初日とする1週間を原則とするが、校務の運営上、当該1週間によることが著しく困難と認められる場合には、勤務命令日を起算日とする4週間前から16週間後までの期間とする。 4 休業日における振替等の期間は、当該休業日の期間とする。ただし、群馬県民の日については、学校行事等の実施その他学校運営上必要やむを得ない事情がある場合に限り、冬季休業日において振替等を行うことができる。 5 振替等を行う場合は、振替等後の週休日が1週間について1日以上となるようにすること。 6 振替を行う場合において、勤務を命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振ること。 7 割振り変更を行う場合において、勤務を命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該4時間の勤務時間の割振り変更が行われる学校職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振ること。 8 振替及び割振り変更の双方を行うことができる場合は、振替を優先する。 9 振替等を行った場合における学校職員への通知は、振替等により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、学校職員に周知している場合には、省略することができる。	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参考)
	(休憩時間) 第七条 教育委員会は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、教育委員会規則の定めるところにより、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、教育委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。	(休憩時間) 第四条 教育委員会は、休憩時間を一斉に与えなければならない。ただし、職務の都合上やむを得ない場合は、分割して与えることができる。 2 条例第七条第二項の教育委員会規則で定める場合は、教育活動の支障を避けるためその他特に必要と認めた場合とする。	第4 休憩時間（条例第7条、規則第4条関係） 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれず、6時間を超え8時間以下の勤務の場合は、少なくとも45分とする。	第四章 勤務時間その他の勤務条件 第一節 勤務時間及び休憩時間 (勤務時間及び休憩時間) 第二十五条 職員の勤務時間及び休憩時間については、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。）に定めるところによる。 2 校長は、休憩時間を一斉に与えないときは、一斉休憩除外届出書（別記様式第十一号の二）を教育長に提出しなければならない。
第八条 削除		第五条 削除		(特定の業務に係る勤務時間の割振り) 第二十六条 校長は、職員に次の各号に掲げるいずれかの業務を命じるときは、当該業務を行う日を含む特定の四週間にかかる勤務時間の割振りを、特定の四週間の第一日目の日の十四日前までに引率指導者の勤務時間割振り表（別記様式第十一号の三<略>）により、職員に周知しなければならない。 一 修学旅行 二 集団宿泊指導（学校行事として学校の教育課程の中に組み入れて実施するものをいい、一部の児童生徒の参加希望によるものは含まない。）
	(休日) 第九条 学校職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、第三条から第六条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。	(代休日の指定) 第六条 条例第十条第一項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日（同項に規定する休日をいう。以下同じ。）を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（同項に規定する勤務日等をいい、条例第十一条の三第一項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。 2 教育委員会は、学校職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。 3 代休日の指定の手續に關し必要な事項は、教育委員会が定める。	第5 休日の代休日の指定（条例第10条、規則第6条関係） 1 校務の運営上やむを得ない場合には、学校職員に対し休日に勤務を命ずることができる。ただし、教育職員に命ずる場合は、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条第2項及び群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の施行通達の5による。 2 休日に勤務を命ずる場合は、代休日を指定する。 3 代休日の指定期間は、勤務することを命じた休日を起算日として8週間後までの期間とする。 4 代休日として指定できる日は、同じ勤務時間が割り振られた日とする。 5 代休日の指定の取扱いについては、群馬県立学校処務規程による。（規則第6条第3項）	(欠勤) 第二十七条 校長は、欠勤があったときは、その者の氏名及び欠勤とする日又は時間等を欠勤記録簿（別記様式第十二号）に記載しなければならない。
	(休日の代休日) 第十条 教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）である第四条第二項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第十一条の三第一項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。 2 前項の規定により代休日を指定された学校職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。			

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参考)
(断続的な勤務及び正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第十一条 教育委員会は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間及び休日又は教育委員会規則で定める日の正規の勤務時間において学校職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務学校職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務学校職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。	(宿日直勤務及び時間外勤務) 第七条 条例第十一条第一項の教育委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一 本来の勤務に従事しないで行う校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び校舎の監視を目的とする勤務 二 教育機関における児童生徒の生活指導等のための当直勤務 2 条例第十一条第一項の教育委員会規則で定める日は、国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日とする。 3 条例第十一条第一項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第一項第二号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する学校職員のうち育児短時間勤務学校職員等以外の学校職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 4 条例第十一条第二項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務学校職員等に同項本文に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 5 条例第十一条第二項の規定により正規の勤務時間以外の時間において同条第一項に掲げる勤務以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）をすることを命ずることができる時間の上限（以下「限度時間」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間（学校栄養職員及び事務職員にあっては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項の規定により延長した労働時間）とする。 一 次号に掲げる場合以外の場合 一箇月については四十五時間、一年度については三百六十時間 二 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号の時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合 一箇月については百時間に満たない時間、直近二箇月から六箇月までについては一箇月平均八十時間、一年度については七百二十時間 6 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）が次に掲げる業務を処理する場合に限り、人事委員会の許可を受けて、当該学校職員に対し、限度時間を超えて時間外勤務をすることを命ずることができる。 一 非常災害の場合に必要な業務 二 前号に掲げるもののほか真にやむを得ないものとして人事委員会が認める業務 7 教育委員会は、前項の許可を受けようとする場合には、当該業務の具体的な内容、人員配置又は業務負担の見直し等を行ってもなお限度時間を超えて時間外勤務をすることを命じなければならない理由等を明確にして、あらかじめ人事委員会に申請しなければならない。	第6 時間外勤務（条例第11条関係） 校務の運営上やむを得ない場合には、学校職員に対し正規の勤務時間外に勤務を命ずることができる。ただし、教育職員に命ずる場合は、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条第2項及び群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の施行通達の5による。	第一節の二 時間外勤務及び深夜勤務（時間外勤務等） 第二十七条の二 職員は、校務の都合により校長の命令があったときは、正規の勤務時間（勤務時間条例第九条に規定する正規の勤務時間をいう。）以外の時間及び休日（勤務時間条例第十条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。）又は代休日（勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）であっても勤務に服さなければならない。 2 校長は、週休日（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に職員に対して特に勤務することを命ずるときは、週休日の振替等（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県教育委員会規則第十三号。以下「勤務時間規則」という。）第三条第二項第一号に規定する週休日の振替等をいう。以下この条において同じ。）を勤務時間規則第三条に規定するところにより行うことができる。 3 校長は、休日である勤務日等（勤務時間条例第十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）に職員に対して割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命ずるときは、勤務時間規則第六条第一項に規定するところにより、当該休日前に、代休日として、当該休日後の勤務日等（勤務時間条例第十一条の三第一項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。 4 校長は、前二項の規定により、職員に対して特に勤務することを命ずるときは、週休日等の振替簿（別記様式第十二号の二）により行うものとする。 5 校長は、職員（教育職員を除く。以下この項において同じ。）に第一項の命令（第二項及び第三項に規定するものを除く。）をするとき又は第二項若しくは第三項の規定により職員に対して特に勤務することを命ずる場合で週休日の振替等若しくは休日の代休日の指定を行わないときは、時間外勤務等命令・実績報告（別記様式第十二号の三）により行うものとする。

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程（参考）
（育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第十一条の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項まで及び第十六条の二第一項において同じ。）のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 教育委員会は、三歳に満たない子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	8 教育委員会は、第六項の規定により限度時間を超えて時間外勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を人事委員会に報告しなければならない。 （育児を行う学校職員の深夜勤務の制限） 第七条の二 条例第十一条の二第一項のその他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である学校職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない学校職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。 2 条例第十一条の二第二項の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。 三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。 （育児を行う学校職員の深夜勤務の制限の請求手続等） 第七条の三 学校職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（六月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、教育委員会の定めるところにより、深夜勤務制限開始日の一月前までに（教育委員会が認めた場合を除く。）条例第十一条の二第一項に規定する請求（以下「深夜勤務制限請求」という。）を行わなければならない。 2 深夜勤務制限請求があった場合においては、教育委員会は、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該深夜勤務制限請求をした学校職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合には、教育委員会は、当該日の前日までに、当該深夜勤務制限請求をした学校職員に対しその旨を通知しなければならない。 3 教育委員会は、深夜勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該深夜勤務制限請求をした学校職員に対して証明書類の提出を求めることができる。	第6の2 深夜勤務及び時間外勤務の制限請求関係 1 規則第7条の3の深夜勤務制限請求書及び規則第7条の7の時間外勤務制限請求書の様式は、教育委員会が別に定めるものとする。 2 規則第7条の3の深夜勤務制限請求は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに行うものとする。この場合、できる限り長い期間について一括して行うものとする。 3 規則第7条の3の深夜勤務制限請求及び規則第7条の7の時間外勤務制限請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。 4 子が出生する前に請求をした学校職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、規則第19条第4項の規定による届出を行った女子学校職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができるものとする。 5 教育委員会は、規則第7条の3第2項の「公務の正常な運営を妨げるかどうか」の判断に当たっては、請求に係る時期における学校職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うものとする。	（深夜勤務、時間外勤務の制限請求） 第二十七条の三 職員は、勤務時間条例第十一条の二、勤務時間規則第七条の二から第七条の六までの規定により、深夜勤務又は時間外勤務の制限を請求しようとするときは、次に掲げる日までに、勤務制限請求書（別記様式第十二号の四）により、校長の承認を受けなければならない。 一 深夜勤務制限 請求しようとする日の一月前まで 二 時間外勤務制限 請求しようとする日の前日まで 第二十七条の四 校長は、職員から勤務制限請求書の提出があったときは、当該様式の所属記入欄に記入し、その写しを当該請求をした職員に交付するものとする。	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参考)
		第七条の四 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該深夜勤務制限請求はされなかったものとみなす。 一 当該深夜勤務制限請求に係る子が死亡した場合 二 当該深夜勤務制限請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした学校職員の子でなくなった場合 三 当該深夜勤務制限請求をした学校職員が、当該深夜勤務制限請求に係る子と同居しないこととなった場合 四 当該深夜勤務制限請求に係る条例第十一条の二第一項において子に含まれるものとされた者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合 五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該深夜勤務制限請求をした学校職員が条例第十一条の二第一項に規定する学校職員に該当しなくなった場合 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。 3 前二項の場合において、学校職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を、教育委員会に届け出なければならない。 4 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。 第七条の五 条例第十一条の二第四項のその他教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一 父母の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項、第十二条第一項第十三号の四及び別表第二において同じ。） 二 子の配偶者又は配偶者の子 三 祖父母、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 四 孫、孫の配偶者又は配偶者の孫 五 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 2 条例第十一条の二第四項の教育委員会規則で定める期間は、一週間以上の期間とする。	6 規則第7条の4第1項第3号及び第7条の8第1項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務又は時間外勤務を制限することとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。	第二十七条の五 勤務時間規則第七条の四第三項の届出は、育児又は介護の状況変更届（別記様式第十二号の五）により行うものとする。

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参 考)
3	教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、前条第二項に規定する勤務をさせてはならない。	3 第七条の三及び前条（同条第一項第三号から第五号までを除く。）の規定は、要介護者（条例第十一条の二第四項に規定する要介護者をいう。この項において読み替えて準用する前条第一項第一号及び第二号、第七条の九並びに同条において読み替えて準用する第七条の八第一項第一号及び第二号において同じ。）を介護する学校職員が、条例第十一条の二第四項において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限の請求をした場合について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該深夜勤務制限請求をした学校職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該深夜勤務制限請求をした学校職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。 （育児を行う学校職員の時間外勤務の制限） 第七条の六 条例第十一条の二第三項の教育委員会規則で定める時間は、一月について二十四時間、一年について百五十時間（学校職員が、制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間）に限る。）について請求した場合にあっては、次条第一項に規定する時間外勤務制限開始日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において当該請求に係る期間に応じて教育委員会の定める時間）とする。	7 規則第7条の5において読み替えて準用する第7条の4第1項第2号及び規則第7条の9において読み替えて準用する第7条の8第1項第2号の「要介護者と当該請求をした学校職員との親族関係が消滅した場合」とは、請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により当該請求をした学校職員の親族でなくなった場合をいう。 8 規則第7条の6第1項の「教育委員会の定める時間」は、12.5時間に当該請求に係る期間の月数を乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間）とする。	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参考)
		(育児を行う学校職員の時間外勤務の制限の請求手続等) 第七条の七 学校職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、教育委員会の定めるところにより、時間外勤務制限開始日の前日までに（教育委員会が認めた場合を除く。）条例第十一条の二第二項又は第三項に規定する請求（以下「時間外勤務制限請求」という。）を行わなければならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。 2 時間外勤務制限請求があった場合においては、教育委員会は、条例第十一条の二第二項又は第三項に規定する措置（以下「時間外勤務制限措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該時間外勤務制限請求をした学校職員に対し通知しなければならない。 3 教育委員会は、時間外勤務制限請求が、当該時間外勤務制限請求があった日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、時間外勤務制限措置を講ずるために必要であると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。 4 教育委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合には、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該時間外勤務制限請求をした学校職員に対し通知しなければならない。 5 教育委員会は、時間外勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限請求をした学校職員に対して証明書類の提出を求めることができる。	9 規則第7条の7の時間外勤務制限請求は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに行うものとする。この場合、制限が必要な期間について一括して行うものとする。 10 規則第7条の7第2項の「条例第11条の2第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」の判断に当たっては、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置を講ずることが著しく困難であるかどうかを判断して行うものとする。 11 規則第7条の7第3項の時間外勤務制限開始日を変更する場合の取扱いについては、次の例を参照すること。 <<例>>4月11日を時間外勤務制限開始日とする請求が4月10日にあった場合は、4月11日から4月18日（一週間経過日）までの間のいずれかの日に、時間外勤務制限開始日を変更することができることとなる。 4月10日（請求があった日） 4月11日（第1日目）――「時間外勤務制限開始日」 4月12日（第2日目） 4月13日（第3日目） 4月14日（第4日目） 4月15日（第5日目） 4月16日（第6日目） 4月17日（第7日目） 4月18日（第8日目）――「一週間経過日」	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程 (参 考)
		第七条の八 時間外勤務制限請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該時間外勤務制限請求はされなかったものとみなす。 一 当該時間外勤務制限請求に係る子が死亡した場合 二 当該時間外勤務制限請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該時間外勤務制限請求をした学校職員の子でなくなった場合 三 当該時間外勤務制限請求をした学校職員が、当該時間外勤務制限請求に係る子と同居しないこととなった場合 四 当該時間外勤務制限請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合 五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該時間外勤務制限請求をした学校職員がそれぞれ条例第十一条の二第二項又は第三項に規定する学校職員に該当しなくなった場合 2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 二 当該時間外勤務制限請求に係る子が、条例第十一条の二第二項の規定による請求にあっては三歳に、同条第三項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合 3 前二項の場合において、学校職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を教育委員会に届け出なければならない。		

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群 馬 県 立 学 校 処 務 規 程（参考）
4	前三項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する学校職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項まで及び第十六条の二第一項において同じ。）のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び第二項中「三歳に満たない子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第四項に規定する要介護者のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「次項に規定する要介護者のある学校職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。	(介護を行う学校職員の時間外勤務の制限) 第七条の九 第七条の六から前条まで（前条第一項第三号から第五号まで及び第二項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する学校職員が条例第十一条の二第四項において準用する同条第二項又は第三項の規定による時間外勤務の制限の請求をした場合について準用する。この場合において、第七条の七第二項中「条例第十一条の二第二項又は第三項に規定する措置（以下「時間外勤務制限措置」という。）」とあるのは「条例第十一条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項に規定する措置」と、同条第三項中「時間外勤務制限措置」とあるのは「条例第十一条の二第四項において読み替えて準用する同条第三項に規定する措置」と前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該時間外勤務制限請求をした学校職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該時間外勤務制限請求をした学校職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。		
5	前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。			

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知	群馬県立学校処務規程（参考）
（時間外勤務代休時間） 第十一条の三 教育委員会は、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号）第二十条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、教育委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、教育委員会規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	（時間外勤務代休時間の指定） 第七条の十 条例第十一条の三第一項の教育委員会規則で定める期間は、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「給与条例」という。）第二十条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までとの期間とする。 2 任命権者は、条例第十一条の三第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（条例第十条第一項に規定する勤務日等をいい、休日及び代休日を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第二十条第四項の規定の適用を受ける時間（十二月二十九日から翌年一月三日までの間における勤務に係る時間を除く。以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。 一 給与条例第二十条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数 二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）第十九条（同条例第二十三条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の規定により読み替えられた給与条例第二十条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数 三 給与条例第二十条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数 四 給与条例第二十条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号）第三十七条の二第二項に規定する時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数 3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。 4 任命権者は、条例第十一条の三第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。 5 任命権者は、学校職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。 6 任命権者は、条例第十一条の三第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした学校職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該学校職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、教育委員会が定める。	第6の3 時間外勤務代休時間の指定（条例第11条の3、規則第7条の10関係） 1 規則第7条の10第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。 2 規則第7条の10第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨の申出は、時間外勤務代休時間の指定前に行うものとする。 3 条例第11条の3第1項の規定に基づく時間外勤務代休時間の指定は、時間外勤務代休時間指定簿により、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月の末日の直後の給料の支給定日までに行うものとする。 4 時間外勤務代休時間指定簿は、一の時間外勤務代休時間ごとに1部作成するものとする。ただし、必要に応じて、複数の時間外勤務代休時間について同一の時間外勤務代休時間指定簿によることができる。	（時間外勤務代休時間） 第二十七条の六 校長は、時間外勤務手当（群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号）第二十条第四項に規定する時間外勤務手当をいう。）を支給すべき職員に対して、勤務時間規則第七条の十第二項に規定するところにより、時間外勤務代休時間として、同条第一項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 校長は、前項の規定により、職員に対して時間外勤務代休時間を指定するときは、時間外勤務代休時間指定簿（別記様式第十二号の六）により行うものとする。

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知																							
(休暇の種類) 第十二条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、子育て部分休暇、介護時間及び無給休暇とする。 (年次有給休暇) 第十三条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数(時間を含む。以下同じ。)は、一の年度において、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の学校職員 二十日(育児短時間勤務学校職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数) 二 次号に掲げる職員以外の学校職員であって、当該年度の中途において新たに学校職員となるもの その年度の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数 三 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける職員、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)の適用を受ける職員、群馬県以外の地方公共団体の特別職に属する地方公務員、群馬県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち教育委員会規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年度に新たに学校職員となったものその他教育委員会規則で定める学校職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の教育委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数	(年次有給休暇の日数) 第八条 条例第十三条第一項第一号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 一 斉一型短時間勤務学校職員(育児短時間勤務学校職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務学校職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数 二 不斉一型短時間勤務学校職員(育児短時間勤務学校職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員のうち、斉一型短時間勤務学校職員以外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第三条第二項から第五項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務学校職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数 第八条の二 前条の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) <u>第二十二条の四第一項</u> の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。 第八条の三 条例第十三条第一項第二号の教育委員会規則で定める日数(時間を含む。以下この条において同じ。)は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 一 当該年度の中途において、新たに学校職員となるもの(次号に掲げる学校職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務学校職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)	第7 年次有給休暇(条例第13条、規則第8条・8条の2・8条の3・8条の4・9条・10条関係) 1 休暇の日数 (1) 年次有給休暇の付与日数算定の期間は、1年度とする。 (2) 付与される年次有給休暇の日数 ① 一般(次の②、③以外)の学校職員の年次有給休暇は、20日とする。ただし、育児短時間勤務学校職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員の年次有給休暇は、次のとおりとする。 ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一の学校職員(「斉一型短時間勤務学校職員」という。以下同じ。)の年次有給休暇は、20日に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。 イ 斉一型短時間勤務学校職員以外の学校職員(「不斉一型短時間勤務学校職員」という。以下同じ。)の年次有給休暇は、155時間に4週間を平均した場合の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。 ウ ア、イの規定にかかわらず、付与される日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 ② 年度の中途において新規に採用された学校職員の年次有給休暇は、次に掲げる日数とする。 <table><tr><td>4月採用者</td><td>20日</td><td>10月採用者</td><td>10日</td></tr><tr><td>5月採用者</td><td>18日</td><td>11月採用者</td><td>8日</td></tr><tr><td>6月採用者</td><td>17日</td><td>12月採用者</td><td>7日</td></tr><tr><td>7月採用者</td><td>15日</td><td>1月採用者</td><td>5日</td></tr><tr><td>8月採用者</td><td>13日</td><td>2月採用者</td><td>3日</td></tr><tr><td>9月採用者</td><td>12日</td><td>3月採用者</td><td>2日</td></tr></table> ただし、年度の中途において新規に採用された <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u> 及び任期付短時間勤務学校職員の年次有給休暇は、次のとおりとする。 ア 斉一型短時間勤務学校職員の年次有給休暇は、当該年度における在職期間に応じ、別表第2の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とする。 イ 不斉一型短時間勤務学校職員の学校職員の年次有給休暇は、当該年度における在職期間に応じ、別表第3の下欄に掲げる1週間の勤務時間の区分ごとに定める日数とする。	4月採用者	20日	10月採用者	10日	5月採用者	18日	11月採用者	8日	6月採用者	17日	12月採用者	7日	7月採用者	15日	1月採用者	5日	8月採用者	13日	2月採用者	3日	9月採用者	12日	3月採用者	2日
4月採用者	20日	10月採用者	10日																							
5月採用者	18日	11月採用者	8日																							
6月採用者	17日	12月採用者	7日																							
7月採用者	15日	1月採用者	5日																							
8月採用者	13日	2月採用者	3日																							
9月採用者	12日	3月採用者	2日																							

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		二 当該年度の前年度において国家公務員又は地方公務員等であった者が引き続き当該年度に新たに学校職員となった場合の年次有給休暇は、次のとおりとする。 年休の日数が「年度」で定められていた者の場合 20日 + その年度の繰越日数 - 学校職員となった前日までに使用した日数 年休の日数が「暦年」で定められていた者の場合 *25日 + その前年から繰越日数 - 1月1日から学校職員となった前日までに使用した日数 *ただし、1月1日から3月31日までの間に学校職員となった者については、(2)②の日数 ア これにより算出した日数が、上記②に満たない場合は、②の日数とする。また、40日を超える場合は40日とする。 イ 学校職員となった前日までに使用した日数が明らかでない場合は、②の日数とする。(規則第8条の3第6項) ④ ③の規定にかかわらず、当該年度の前年度において国家公務員又は地方公務員等であった者が引き続き新たに定年前再任用短時間勤務学校職員又は任期付短時間勤務学校職員となった場合の年次有給休暇は、次のとおりとする。 ①のただし書により付与される日数 + その年度の繰越日数 - 学校職員となった前日までに使用した日数 ア これにより算出した日数が、上記②のただし書に満たない場合は、②のただし書の日数とする。 イ 上記④の学校職員で、学校職員となつた前日までに使用した日数が明らかでない場合は、②のただし書の日数とする。(規則第8条の3第6項)	③ 当該年度の前年度において国家公務員又は地方公務員等であった者が引き続き当該年度に新たに学校職員となった場合の年次有給休暇は、次のとおりとする。 年休の日数が「年度」で定められていた者の場合 20日 + その年度の繰越日数 - 学校職員となった前日までに使用した日数 年休の日数が「暦年」で定められていた者の場合 *25日 + その前年から繰越日数 - 1月1日から学校職員となった前日までに使用した日数 *ただし、1月1日から3月31日までの間に学校職員となった者については、(2)②の日数 ア これにより算出した日数が、上記②に満たない場合は、②の日数とする。また、40日を超える場合は40日とする。 イ 学校職員となった前日までに使用した日数が明らかでない場合は、②の日数とする。(規則第8条の3第6項) ④ ③の規定にかかわらず、当該年度の前年度において国家公務員又は地方公務員等であった者が引き続き新たに定年前再任用短時間勤務学校職員又は任期付短時間勤務学校職員となった場合の年次有給休暇は、次のとおりとする。 ①のただし書により付与される日数 + その年度の繰越日数 - 学校職員となった前日までに使用した日数 ア これにより算出した日数が、上記②のただし書に満たない場合は、②のただし書の日数とする。 イ 上記④の学校職員で、学校職員となつた前日までに使用した日数が明らかでない場合は、②のただし書の日数とする。(規則第8条の3第6項)

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		5 当該年度の前年度において地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であつて引き続き当該年度に新たに学校職員となつたもの又は当該年度の前年度において公益法人等派遣職員であつた者であつて引き続き当該年度に職務に復帰したもののうち年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数が暦年により定められていた者に係る前項の規定の適用については、同項中「基本日数」とあるのは、「基本日数、当該日数が四十日を超える場合にあっては四十日」とし、同項第一号イ中「二十日に当該年度の前年度における」とあるのは、「二十五日に学校職員となつた日の年の前年における」とし、同号ロ中「この号イの日数」とあるのは、「この号イの日数（一月一日から三月三十一日までの間に学校職員となつた者にあつては、基本日数に学校職員となつた日の年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数）から学校職員となつた日の年の一月一日」とする。 6 第一項第二号に掲げる学校職員及び前二項の規定の適用を受ける学校職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、教育委員会が別に定める日数とする。 第八条の四 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における学校職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日（同日後に学校職員となつた場合は、当該学校職員となつた日とする。以下この条において同じ。）に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては、同条第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる日数（以下この条において「付与日数」という。）に同条第二項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この条及び次条第一項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年度の初日以後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率（当該率が一に満たない場合は、一とする。以下この条において同じ。）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日以前までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日以後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数に当該年度において同日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を加えて繰越日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率（当該率が一に満たない場合は、一とする。以下この条において同じ。）を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日以前までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。	

[illegible]

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		(年次有給休暇の単位) 第10条 年次有給休暇の単位は、一日又は一時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合には、当該残日数の一日時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 2 前項の規定にかかわらず、斉一型短時間勤務学校職員の年次有給休暇の単位は一日又は一時間とし、不斉一型短時間勤務学校職員の年次有給休暇の単位は一時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合には、当該残日数の一日時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 3 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号から第四号までに掲げる学校職員以外の学校職員 一 七時間四十五分 二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務形態の育児短時間勤務学校職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務形態の区分に応じ、次に掲げる時間数 イ 育児休業法第十条第一項第一号 三時間五十五分 ロ 育児休業法第十条第一項第二号 四時間五十五分 ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 七時間四十五分 三 斉一型短時間勤務学校職員（前号に掲げる学校職員のうち、斉一型短時間勤務学校職員を除く。）勤務の日は、この勤務時間の切り捨てた時間（一分未満の端数があるときは、この勤務時間の切り捨てた時間） 四 不斉型短時間勤務学校職員（第二号に掲げる学校職員のうち、不斉型短時間勤務学校職員を除く。）勤務の日は、この勤務時間の切り捨てた時間（一分未満の端数があるときは、この勤務時間の切り捨てた時間）	3 休暇の単位 (1) 休暇は、一日又は一時間とする。ただし、育児短時間勤務学校職員等、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員については、一日又は一時間（不斉一型短時間勤務学校職員にあっては、一時間）とする。 (2) 一時間未満の端数は一時間に切り上げて処理する。 (3) 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分（斉一型短時間勤務学校職員にあっては、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間）をもって1日とする。 4 上記第1項から第3項に定めるもののほか、<u>暫定再任用</u>学校職員及び任期付短時間勤務学校職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、別に定める。

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
(病気休暇) 第十四条 病気休暇は、学校職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、教育委員会規則で定める期間内において必要と認められる期間とする。	(病気休暇) 第十一条 条例第十四条の教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 学校職員の公務上の傷病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第四号）及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第六号）に定める派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）の派遣先の業務上の傷病を含む。）若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいい、外国派遣職員の派遣先の通勤を含む。）による傷病、公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣規則第二条に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の傷病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災法」という。）第七条第二項に規定する通勤による傷病又は退職派遣（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により退職し、引き続き特定法人の役職員として在職することをいう。）をされた後、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された学校職員の特定法人の業務上の傷病若しくは労災法第七条第二項に規定する通勤による傷病による休暇の期間 必要と認められる期間 二 学校職員（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員を除く。）の私傷病による休暇の場合 必要と認められる最小限度の期間 三 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員の私傷病による休暇の場合 九十日の範囲内の期間	第8 病気休暇（条例第14条、規則第11条関係） 1 休暇の期間 (1) 公務上の傷病又は通勤傷病による休暇期間は、医師の証明等に基づき必要な期間 (2) 「必要と認められる最小限度の期間」とは、180日（長期にわたる疾病のうち特に必要と認めて人事委員会が承認した疾病（以下「特定疾病」という。）の場合は、180日の範囲内で延長した期間を加えた期間）の範囲内において必要最小限度の期間とする。 なお、原則として、90日（特定疾病の場合は180日）を超えたところで、休職の扱いとする。 (3) (2)の規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員の私傷病による休暇期間は、90日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき必要と認める期間 2 休暇の単位 休暇は、1日又は1時間を単位とする。 なお、1時間を単位として取得した場合、7時間45分（斉一型短時間勤務学校職員にあっては、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間）をもって1日とする。 3 休暇日数の通算 (1) 1日単位で、かつ、連続して病気休暇を取得する場合は、その間の週休日、休日及び代休日を休暇日数に通算する。 (2) 人工透析（腎移植後の定期通院を含む。）、特定疾病のうち悪性新生物疾患及び指定難病に係る定期的な通院（生命維持のため、定期的な通院が必要であると医師が認めた場合に限る。）にかかる病気休暇の期間は、休暇日数に通算しないこととする。 4 休暇に関する承認の基準 (1) 在職180日未満の学校職員（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員を除く。）の病気休暇（規則第11条第2号） ① 在職180日未満の学校職員（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員を除く。）に対しては、その在職日数に相当する日数を休暇の承認期間とする。ただし、特定疾病については在職日数に相当する日数の範囲内において教育委員会の承認を得て延長することができる。 ② 「在職日数」とは、学校職員（<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員を除く。）になった日を起算日として病気休暇に入る前日までの日数とする。 (2) 在職90日未満の<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員の病気休暇（規則第11条第3号） ① 在職90日未満の<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員に対しては、その在職日数に相当する日数を休暇の承認期間とする。 ② <u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員の「在職日数」とは、再任用後の在職日数とする。 ③ ②の規定にかかわらず、再任用の任期を更新した学校職員の「在職日数」は、更新後の在職日数とする。	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
(特別休暇) 第十五条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他のある事由により学校職員が勤務しないことが相当である場合として教育委員会規則で定める場合における休暇とする。この場合において、教育委員会規則で定める。	(特別休暇) 第十二条 条例第十五条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一 学校職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合と、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 二 学校職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合と、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 三 学校職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹、以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要ない検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 三の二 学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる活動に貢献する活動（専ら親族に対する支援となることが相当である。）を行う場合で、その勤務しないことが五日の範囲内の期間 イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者、負傷した若しくは若しくは疾病にかかった者その他社会的自立のための援助を必要とする者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって教育委員会が定めるもの ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 ニ 国若しくは地方公共団体、学校、公益的法人若しくは公共的団体等（それぞれ教育委員会が定めるものに限る。）又はこれらに準ずる団体（これらのものから構成される団体を含む。）で教育委員会が定める活動が主体となつて行う自然環境の保全を目的とする活動 ホ 安全なまちづくりを目的として地域において県民等（県民、事業者及びこれらの者で組織される団体を含む。）が組織的かつ継続的に行う防犯パトロール活動 四 学校職員が結婚（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。）する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため七日の範囲内の期間	第9 特別休暇（条例第15条、規則第12条関係） 特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 1 公民権行使の休暇（第1号） (1) 必要と認められる期間 (2) 「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係わる権利等をいう。 2 国会、裁判所、議会等の官公署への出頭（第2号） 必要と認められる期間 3 ドナー休暇（第3号） 必要と認められる期間 3の2 ボランティア休暇（第3号の2） ボランティア休暇については、ボランティア休暇取扱要領による。 4 結婚休暇（第4号） (1) 7日を超えない期間 (2) 7日については、1暦日ごとに分割することができる。 (3) 「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合」には、職員と性別が同一であつて事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。	

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		四の二 学校職員が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において十日の範囲内の期間 五 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女子学校職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間 六 女子学校職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（以下この号において「産後の期間」という。）（前号の場合においてあらかじめ二週間を超えない期間をこの号に係る休暇の期間として取得したい旨の申出があつた場合においては、産後の期間に当該期間を加えた期間。出産する予定の日前に出産した場合においては、産後の期間に出産の日の翌日から出産する予定の日までの期間を加えた期間） 七 生後一年四月に達しない子を育てる女子学校職員が、その子の授乳等を行う場合 一日二回を超えず、かつ、合計二時間を超えない範囲内の期間 八 生理日における女子学校職員が、生理のため勤務することが著しく困難である旨申し出た場合 申し出た期間	4 の 2 出生サポート休暇（第4号の2） (1) 「不妊治療」とは、医師の指示に基づくもので、次に掲げるもの（当該治療に引き続く自宅等での安静に要する時間を含む。）をいう。 ア 一般不妊治療（タイミング法、排卵誘発法、人工授精）、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）等 イ 不妊の原因を調べるための検査及びその治療 ウ 不妊治療計画の策定やカウンセリング等のための通院 (2) 休暇の請求に際して医師の診断書等の添付は義務づけないが、必要に応じて証明書類（通院状況を確認できる書類）の提出を求めることについて妨げるものではない。（規則第22条第2項） 5 産前・産後休暇（第5・6号） (1) 16週間（多胎妊娠の場合にあつては22週間）の期間 (2) 分娩当日は、産前休暇に含まれる。 (3) 産前休暇 ① 産前休暇は、出産する予定である女子学校職員からの申し出によるものであるが、母体保護の観点から、8週間を原則とし、少なくとも6週間を確保すること。 ② 多胎妊娠の場合の産前休暇は、母体保護の観点から、14週間を確保すること。 ③ 分べん予定日を過ぎて出産した場合にあつては、分べん予定日の翌日から分べん日までの間についても産前休暇とすること。 (4) 産後休暇 ① 産後休暇は、女子学校職員からの申し出の有無にかかわらず、少なくとも8週間は与えなければならない。 ② 産前休暇に入る前に出産した場合は、産前休暇1日、産後休暇を10週間とすること。 ③ 申請した産前休暇に至った後で分べん予定日前の出産にあつては、分べん日の翌日から分べん予定日までの間についても産後休暇とすること。 (5) 「出産」とは、妊娠85日以上の分べんとし、死産、妊娠中絶をも含むものである。 6 女子の育児時間（第7号） (1) 1日2回を超えず、かつ、合計2時間を超えない範囲内 (2) 単位は、30分とする。 7 男子の育児時間（第12号） 男子学校職員の育児時間の承認については、次の(1)、(2)を基準とする。 (1) 妻が子を養育することができる場合は、承認しない。 (2) 妻が勤務等で子を養育することができない場合は、次のとおりとする。 ① 承認する時間は、2時間から妻が養育できる時間を除き、30分を単位とする。 ② 2回の分割取得ができるのは、妻が育児時間を取得しない場合のみである。 ③ 育児時間を承認する際は、妻が取得する育児時間の状況等について確認すること。 8 健康管理休暇（第8号） 申し出た時間又は日数

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
	九 妊娠中の女子学校職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合で、その十六日の範囲内の期間 十 妊娠中又は出産後一年以内の女子学校職員が、母子保健法（昭和四十一年法律第百三十一号）第十条に規定する保健指導又はその実施が相当と認められるとき、一回につき一日の勤務時間の範囲内の期間 十一 妊娠中の女子学校職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度及び原動機付自転車等による通勤の困難性が母体の健康維持に支障を及ぼす程度と認められるとき、その勤務時間の初め又は終わりにあつて、一日を通じて一時間を超えない範囲内の期間 十二 生後一年四月に達しない子を育てる男子学校職員が、その子の保育を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められとき、一日二回を超えず、かつ、合計二時間を超えない範囲内の期間 十三 学校職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しない期間が相当と認められる場合、教育委員会が定める期間内における三日の範囲内の期間 十三の二 学校職員の妻（多胎の出産の場合、出産の日以後一年間の範囲内）の出産に伴い勤務しない期間が相当と認められる場合、教育委員会が定める期間内における五日の範囲内の期間	9 妊娠障害休暇（第9号） (1) 16日を超えない範囲内において、その都度必要と認める時間又は日数 (2) 「妊娠障害」とは妊娠に起因するつわり、浮腫、蛋白尿、高血圧及び静脈瘤等その他これに準ずる症状をいう。 (3) 単位は、1日又は1時間とする。 (4) 休暇請求に際しては、そのつど診断書等の添付は必要とし、その承認の際には母子健康手帳の提示等妊娠の事実を確認するものとする。 (5) 1時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。 10 妊娠通院休暇（第10号） (1) 妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれもその指示された回数）とする。 (2) 単位は、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間 11 妊娠通勤緩和休暇（第11号） (1) 勤務時間の始め又は終わりにあつて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、必要と認める時間 (2) 自家用車による通勤の場合も認める。 12 配偶者出産休暇（第13号） (1) 3日を超えない期間 (2) 取得できる範囲は、学校職員の妻が出産するため、<u>妻の出産予定日の8週間前の日から</u>当該出産の日以後2週間を経過する日までとする。 (3) 休暇は、1日又は1時間ごとに分割することができるものとし、1時間を単位として取得した場合、7時間45分をもって1日とする。 (4) 「妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、学校職員の妻の出産に係る入院又は退院の際の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届出等のために勤務しない場合をいう。 (5) 「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には、職員と性別が同一であつて事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 12の2 育児参加のための休暇（第13号の2） (1) 5日を超えない期間とすること (2) 休暇は、1日又は1時間として取得した場合、7時間45分をもって1日とする。 (3) 「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を含む。）を養育する」とは、学校職員の妻（妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を含む。）と同居してこれを監護することをいう。 (4) 「小学校就学の始期に達するまで」とは、6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知																																																	
	十三の三 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する学校職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話（通院等の付添いを含む。）又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため、又は学校職員がその父母（配偶者の父母を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその父母の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、次に掲げる学校職員の区分に応じて、それぞれ次に定める期間（イからハまでに掲げる学校職員で、かつ、ニに掲げる学校職員であるものにあっては、当該イからハまでに定める期間（父母の看護に係る休暇については、当該期間のうちニに掲げる期間）） イ 小学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「就学前の子」という。）を養育する学校職員（ハに掲げる学校職員を除く。）一の年度において五日（当該就学前の子の数が二以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間 ロ 小学校就学の始期から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（以下この号において「就学前の子以外の子」という。）を養育する学校職員（ハに掲げる学校職員を除く。）一の年度において三日（当該就学前の子以外の子の数が二以上の場合にあっては、三日に当該就学前の子以外の子の数から一を減じた数を加えて得た日数）の範囲内の期間 ハ 就学前の子及び就学前の子以外の子を養育する学校職員 一の年度において八日（当該就学前の子及び就学前の子以外の子の数の合計が三以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間 ニ 父母の看護をする学校職員 一の年度において三日の範囲内の期間	12の3 看護休暇（第13号の3） (1) 付与日数 イ 就学前の子が1人の場合は、5日の期間とし、就学前の子が2人以上の場合は10日の期間とすること。 <table><tr><td>イの例</td><td>就学前の子</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td></tr><tr><td></td><td>付与日数</td><td>5日</td><td colspan="4">10日</td></tr></table> ロ 就学前の子以外の子が1人の場合は、3日の期間とし、複数の場合は、子の数から1を減じた数と同じ日数を加えた期間とすること。 <table><tr><td>ロの例</td><td>就学前の子以外の子</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td></tr><tr><td></td><td>付与日数</td><td>3日</td><td>4日</td><td>5日</td><td>6日</td><td>7日</td></tr></table> ハ 就学前の子及び就学前の子以外の子の合計が2人の場合は、8日の期間とし、就学前の子及び就学前の子以外の子の合計が3人以上の場合は、10日の期間とすること。 <table><tr><td>ハの例</td><td>就学前の子</td><td>1人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>1人</td><td>2人</td></tr><tr><td></td><td>就学前の子以外の子</td><td>1人</td><td>2人</td><td>1人</td><td>3人</td><td>2人</td></tr><tr><td></td><td>付与日数</td><td>8日</td><td colspan="4">10日</td></tr></table> (2) 父母の看護にあっては、就学前の子及び就学前の子以外の子がいない場合は3日の期間とし、就学前の子及び就学前の子以外の子がいる場合は、子の状況に応じて与えられる日数内で3日の範囲内の期間とすること。 (3) 休暇は、1暦日又は1時間に分割することができること。 (4) 1時間を単位として取得した場合、7時間45分をもつて1日とする。 (5) 付与期間は、1年度とする。 (6) 「子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは、子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいう。 (7) 「疾病の予防を図るために必要なものとして、教育委員会が定めるその子の世話」とは、その子に予防接種や健康診断を受けさせることとすること。ここでいう「予防接種や健康診断」とは、対象となる子の範囲により以下のとおりとすること。 ① 小学校就学前の子 法令により接種等が定められているもののほか、任意の予防接種・健康診断も含む。 ② 就学前の子以外の子 予防接種法第2条に規定する予防接種に限る。 (8) 「小学校就学の始期に達するまで」とは、6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。 (9) 「小学校就学の始期から」とは、7歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の4月1日からをいう。 (10) 「父母の看護のため」とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリ）の介助は含まれないということ。	イの例	就学前の子	1人	2人	3人	4人	5人		付与日数	5日	10日				ロの例	就学前の子以外の子	1人	2人	3人	4人	5人		付与日数	3日	4日	5日	6日	7日	ハの例	就学前の子	1人	1人	2人	1人	2人		就学前の子以外の子	1人	2人	1人	3人	2人		付与日数	8日	10日			
イの例	就学前の子	1人	2人	3人	4人	5人																																													
	付与日数	5日	10日																																																
ロの例	就学前の子以外の子	1人	2人	3人	4人	5人																																													
	付与日数	3日	4日	5日	6日	7日																																													
ハの例	就学前の子	1人	1人	2人	1人	2人																																													
	就学前の子以外の子	1人	2人	1人	3人	2人																																													
	付与日数	8日	10日																																																

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		十三の四 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、学校職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会の定める世話をを行う学校職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者の数が二以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 学校職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学校職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育委員会の定めるもの 十四 学校職員の親族（別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、学校職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 十五 学校職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 必要と認められる期間 十六 学校職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の六月から十月までの期間内における、週休日、条例第十一条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する五日の範囲内の期間	12の4 短期介護休暇（第13号の4） (1) 休暇は、1暦日又は1時間に分割することができること。 (2) 1時間を単位として取得した場合、7時間45分をもって1日とすること。 (3) 「同居」については、学校職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。 (4) 「教育委員会が定める世話」とは、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等とすること。 (5) 休暇の承認は、「特別休暇承認簿」によることとし、「休暇理由」欄に「短期介護休暇」と記し、別記様式「要介護者の状態等申出書」を添付することとする。 (6) 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び、職員と性別が同一であつて事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 13 忌引（第14号） (1) 規則別表第2に定める期間の範囲内で、必要と認める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数） (2) 「連続する日数」の取扱いは、暦日とする。 (3) 規則別表第2における配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び、職員と性別が同一であつて事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 14 父母の祭日休暇（第15号） (1) 必要と認められる期間 (2) 「父母の祭日」とは、明治6年太政官達第318号による。 (3) 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。 15 夏季休暇（第16号） (1) 連続する5日を超えない期間 (2) 「連続する5日」の取扱いは、暦日によるものとし、週休日、休日、及び代休日を除いて、原則として連続する5日とする。なお、特に必要があると認められる場合には、1暦日ごとに分割することができる。 (3) 付与期間は、6月1日から10月31日までの期間とする。ただし、教育職員にあつては、原則として夏季休業日に計画的に取得できるように配慮すること。

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		十六の二 勤続十五年以上で四十歳に達する学校職員又は四十歳以上で勤続十五年に達する学校職員及び勤続二十五年以上で五十歳に達する学校職員又は五十歳以上で勤続二十五年に達する学校職員が、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 教育委員会が定める期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間 十七 地震、水害、火災その他の災害により学校職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、学校職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間 十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間 十九 地震、水害、火災その他の災害時において、学校職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間	15の2 リフレッシュ休暇（第16号の2） (1) 4月1日現在勤続15年以上で当該年度内に年齢40歳に達する者又は4月1日現在年齢40歳以上で当該年度内に勤続15年になる者及び勤続25年以上で50歳に達する学校職員又は50歳以上で勤続25年に達する者 ア 連続する3日を超えない期間 イ 「連続する3日」の扱いは、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には、週休日、休日、又は代休日に連続する場合に限り、1暦日ごとに分割することができる。 ウ 付与期間は、当該年度内とする。 エ 特別休暇によるリフレッシュ休暇に連続して年次有給休暇2日をリフレッシュ休暇として取得することができるものとする。 オ 特別休暇と年次有給休暇によるリフレッシュ休暇は分割して取得することができる。 カ 永年勤続表彰休暇の該当となった者には、勤続25年以上で50歳に達する学校職員又は50歳以上で勤続25年に達する者の規定は適用しないこととする。 (2) 4月1日現在勤続5年以上で、当該年度内に年齢30歳に達する者又は4月1日現在年齢30歳以上で当該年度内に勤続5年になる者 ア 年次有給休暇取得によるリフレッシュ休暇として、連続する5日を超えない期間 イ 「連続する5日」の扱いは、週休日、休日、代休日を除いた連続する5日とする。 ウ 付与期間は、当該年度内とする。 16 災害による住居損害（第17号） 7日の範囲内の期間 17 規則第18号の「交通機関の事故等」には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条又は第50条第1項の規定による交通の制限又は遮断を含むものとする。 18 災害等により勤務しないことがやむを得ない場合（第18号、19号） 必要と認められる期間

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		2 前項第三号の二から第四号の二まで、第九号及び第十六号の規定にかかわらず、育児短時間勤務学校職員等のこれらの規定に掲げる期間は、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数等の範囲内の間とする。 3 第一項第三号の二から第四号の二まで、第九号、第十三号、第十三号の二及び第十六号の規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員等のこれらの規定に掲げる期間は、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数等の範囲内の期間とする。 4 第一項第三号の二ホ、第四号の二、第九号又は第十三号から第十三号の四までの休暇の単位は、一日又は一時間とする。ただし、斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一日又は一時間とし、不斉一型短時間勤務学校職員の休暇の単位は一時間とする。 5 一日を単位とする第一項第三号の二ホ、第四号の二、第九号又は第十三号から第十三号の四までの休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。 6 一時間を単位として使用した第一項第三号の二ホ、第四号の二、第九号又は第十三号から第十三号の四までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。 一 次号及び第三号に掲げる学校職員以外の学校職員 七時間四十五分 二 斉一型短時間勤務学校職員勤務日ごとの勤務時間の時間数（七時間四十五分を超える場合にあつては、七時間四十五分とし、一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） 三 不斉一型短時間勤務学校職員 七時間四十五分	第9の2 育児短時間勤務学校職員等、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>及び任期付短時間勤務学校職員の特別休暇（規則第12条第2項関係） 次の第1項から第5項までの特別休暇の期間は、第9の規定にかかわらず、それぞれが定める日数等とする。 1 結婚休暇（第4号） 7日に育児短時間勤務学校職員等、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>又は任期付短時間勤務学校職員の1週間の勤務日の日数（不斉一型短時間勤務学校職員にあつては、1週間当たりの平均勤務日数）を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数） 2 妊娠障害休暇（第9号） 16日に育児短時間勤務学校職員等、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>又は任期付短時間勤務学校職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（不斉一型短時間勤務学校職員にあつては、124時間に4週間を平均した場合の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）） 3 配偶者出産休暇（第13号） 24時間に<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>又は任期付短時間勤務学校職員の1週間の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数） 4 職員の育児参加のための休暇（第13の2） 40時間に<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>又は任期付短時間勤務学校職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数） 5 夏季休暇（第16号） 5日に育児短時間勤務学校職員等、<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>又は任期付短時間勤務学校職員の1週間の勤務日の日数（不斉一型短時間勤務学校職員にあつては、1週間当たりの平均勤務日数）を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
		第9の3 特定休暇等の取扱い 育児短時間勤務学校職員等に係る配偶者出産休暇、職員の育児参加のための休暇、看護休暇（以下この項において「特定休暇」という。）、結婚休暇、妊娠障害休暇及び夏季休暇（以下この項において「特定休暇以外の休暇」という。）の対象となる期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第8条の4各号に掲げる場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇等の日数及び時間数は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。 この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における当該休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。 (1) 特定休暇 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間 ア 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数 イ 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において規則第12条第6項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零） (2) 特定休暇以外の休暇 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間 ア 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した当該休暇の日数に1日未満の端数がない場合 第9の2の規定により得た該当日における休暇の日数から、対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数 イ 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した当該休暇の日数に1日未満の端数がある場合 第9の2の規定により得た該当日における休暇の日数から、対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した当該休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において規則第12条第6項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零）

[illegible]

条	例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
(介護時間) 第十六条の三 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、当該介護者の状態と連続する期間（当該介護者の継続に係る指定期間の一部にすぎない。）内において一日の勤務時間の一部に於ける時間として認められる場合、前項に規定する期間内において、一日の勤務時間の開始に及び終りにおいて、一日を通じて学規の時間（第十五条に規定する特別休暇の承認を受けた職員、前条第一項に規定する子育て部分休業の承認を受けた職員、学校職員及び育児休業の承認を受けた職員が、当該部分休業の承認を受ける期間に於ける時間）を超えない範囲内において、三十分を単位として行うものとする。 3 第十六条第三項の規定は、介護時間について準用する。	(無給休暇) 第十七条 無給休暇は、第十四条から前条までに規定する場合を除くほか、学校職員が勤務しない場合における場合として、その期間は、教育委員会として必要と認められる期間とする。 (病気休暇等の承認) 第十八条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く）、介護休暇、子育て部分休業、介護時間及び無給休暇については、教育委員会規則の定めにより、教育委員会の承認を受けなければならない。	(無給休暇) 第十四条 条例第十七条の教育委員会規則で定める場合は、教諭及び講師が外国の学校、研究所等に留学する場合とする。 (病気休暇及び特別休暇の承認) 第十五条 条例第十八条の教育委員会規則で定める特別休暇は、第十二条第一項第五号から第八号までの休暇とする。 第十六条 教育委員会は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第十九条第二項において同じ。）の請求について、条例第十四条に定めるところ又は第十二条第一項各号に掲げられる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。 (介護休暇及び介護時間の承認) 第十七条 教育委員会は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第十六条の第一項又は第十六条の三第一項に定めるところに該当すると認めるときはこれを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りでない。 (子育て部分休業の承認) 第十七条の二 教育委員会は、子育て部分休業の請求について、条例第十条の二第一項に定めるところに該当すると認めるときはこれを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りでない。 (無給休暇の承認) 第十八条 教育委員会は、無給休暇の請求について、第十四条第一項で定めるところに該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障がある場合は、この限りでない。	第10の3 介護時間（条例第16条3、規則第17条関係） 介護時間については、介護時間取扱要領による。 第11 無給休暇（条例第17条、規則第14条関係） 1 海外留学休暇 海外留学休暇については、海外留学のための無給休暇取扱要領による。

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
(臨時任用学校職員の勤務時間、休暇等) 第十九条 臨時任用学校職員の勤務時間、休暇等については、第三条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。 (県費負担教職員の勤務時間、休暇等) 第二十条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等については、第三条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。 (委任) 第二十一条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、教育委員会規則で定める。 (非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等) 第二十二条 非常勤の学校職員(定年前再任用短時間勤務学校職員及び任期付短時間勤務学校職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第三条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この条例は、公布の日から施行する。 (群馬県市町村立学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止) 第二条 群馬県市町村立学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十号)は、廃止する。 (経過措置) 第三条 この条例の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この条例の規定と異なる場合は、この条例の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 2 校長は、この条例の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この条例の規定と異なる場合は、この条例の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 3 署長は、この条例の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この条例の規定と異なる場合は、この条例の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 4 市町村長は、この条例の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この条例の規定と異なる場合は、この条例の規定が施行されるまで、その規定を適用する。	(臨時任用学校職員の勤務時間、休暇等) 第二十四条 臨時任用学校職員の勤務時間、休暇等については、任用期間等を考慮して、条例及びこの規則を準用する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (群馬県市町村立学校職員の休暇に関する規則等の廃止) 2 次に掲げる規則は、廃止する。 一 群馬県市町村立学校職員の休暇に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第九号) 二 群馬県立学校職員の休暇に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十号) 三 群馬県市町村立学校職員の勤務時間の基準等に関する規則(平成四年群馬県教育委員会規則第十四号) (経過措置) 3 この規則の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この規則の規定と異なる場合は、この規則の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 4 校長は、この規則の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この規則の規定と異なる場合は、この規則の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 5 署長は、この規則の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この規則の規定と異なる場合は、この規則の規定が施行されるまで、その規定を適用する。 6 市町村長は、この規則の施行期日(昭和三十一年四月一日)以前に、職員の勤務時間、休暇等に関する規定が、この規則の規定と異なる場合は、この規則の規定が施行されるまで、その規定を適用する。	第13 廃止 以下の通知等は、平成6年12月21日をもって廃止する。 1 学校行事等の実施にかかる勤務時間の割振り等について(平成4年7月31日高第317号教育長通知) 2 群馬県立学校職員の休暇に関する規則の制定及び同規則の施行について(昭和46年3月29日高第152号教育長通知) 3 年次休暇の繰越しについて(昭和44年12月22日教第828号教育長通達)

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
5 この条例の施行の際現に旧県立学校職員勤務条件条例第八条第一項又は旧市町村立学校職員勤務条件条例第八条第一項の規定に基づき学校職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第十三条第三項に基づき請求したものとみなす。 6 この条例の施行の際現に旧県立学校職員勤務条件条例第八条第一項又は旧市町村立学校職員勤務条件条例第八条第一項の規定に基づき教育委員会又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第十八条の規定に基づき教育委員会が承認したものとみなす。 7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。 附 則 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。 附 則 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十一条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 (経過措置) 2 （略）	7 施行日前に使用された廃止前の県立学校休暇規則第五条又は廃止前の市町村立学校休暇規則第五条の規定に基づく無給休暇の期間は、第十三条第三項又は第十四条第二項の規定に基づく休暇の期間とみなす。 8 前項に規定する期間のうち施行日前のものに係る給与の取扱いについては、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 (休憩時間に関する経過措置) 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第四条第一項の規定により休憩時間を一斉付与していない場合については、改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第四条第二項の規定により教育委員会が特に必要があると認めたものとみなす。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 (介護休暇に関する経過措置) 2 改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員で施行日において当該介護休暇の承認を受けた期間の初日から起算して二年以内にあるものについて適用することができる。この場合において、当該介護休暇の承認を受けた期間の初日は、改正後の規則第十三条第三項の初日とみなし、同項の規定を適用することができる。 附 則 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成十六年八月一日から施行し、改正後の第十二条第一項第三号の二ホの規定は、当分の間、同日から行う同号ホに規定する活動について適用する。 附 則 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。	

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
附 則 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。 (施行期日) 第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。 (教育委員会規則への委任) 2 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第十一条の二第二項の規定による請求又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする同条第三項の規定による請求を行おうとする学校職員は、施行日前においても、教育委員会規則で定めるところにより、これらの請求を行うことができる。 附 則 (施行期日) 第一条 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。（後略）	附 則 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。 附 則 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第二号の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。 2 この規則の施行の日前に改正前の第十二条第一項第十七号に掲げる場合に該当した学校職員に係る同号の休暇については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の日前に改正前の第十二条第一項第十七号に掲げる場合に該当した学校職員には、改正後の第十二条第一項第十六号の二（勤続二十五年以上で五十歳に達する学校職員又は五十歳以上で勤続二十五年に達する学校職員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附 則 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。 2 この規則の施行の日前に改正前の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第一項第七号に掲げる場合に該当し、同号の休暇の請求をした職員に係る同号の休暇及び同項第十二号に掲げる場合に該当し、同号の休暇の承認を受けた職員に係る同号の休暇については、なお従前の例による。 附 則 1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の第十二条第一項第十三号の三イからニまでの休暇については、それぞれ改正後の第十二条第一項第十三号の三イからニまでの休暇として使用されたものとみなす。 3 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年群馬県条例第四十二号）附則第二項の規定による請求は、改正後の第七条の七第一項の規定の例により行うものとする。 附 則 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。 附 則 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 改正後の第十六条の二第一項に規定する子育て部分休暇を取得するため、改正後の第十八条の規定による承認を受けようとする学校職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、教育委員会規則の定めるところにより、当該承認を請求することができる。 3 改正後の第十八条の規定による承認は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であって、当該承認を受けた期間にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれるものの当該介護休暇に係る改正後の第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、施行日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（施行日から起算して教育委員会規則で定める日数に達する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。 3 改正前の第十八条の規定により介護休暇（施行日前の期間のものに限る。）の承認を受けた学校職員（前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）であって、施行日において当該介護休暇の初日から起算して二年を経過しておらず、かつ、当該介護休暇を取得した日数が教育委員会規則で定める日数に達していないものの当該介護休暇に係る指定期間については、改正後の第十六条第一項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、二回を超えず、かつ、前項に規定する教育委員会規則で	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第九条第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年群馬県条例第四十八号。次項において「改正条例」という。）附則第二項の規定による請求は、改正後の第二十条の二の規定の例により行うものとする。 3 改正条例附則第三項の規定による承認は、改正後の第十七条の二の規定の例により行うものとする。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の規定は、公布の日から施行する。 (改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定) 2 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年群馬県条例第十八号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する学校職員の申出は、群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を申請書に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。 3 改正条例附則第二項の教育委員会規則で定める日数は、改正後の第十三条第一項各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（附則第八項において「上限日数」という。）から改正条例附則第二項に規定する施行日（以下「施行日」という。）前に改正条例による改正前の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受けて当該介護休暇（当該介護休暇と同一の事由により取得したものに限る。）を取得した日数を減じた日数とする。 4 教育委員会は、附則第二項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、施行日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。	

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第一項第十三号の二の規定は、令和四年十月一日から適用する。

条 例	教 育 委 員 会 規 則	教 育 長 通 知
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員は、この条例による改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第三条第三項に規定する定年前三任用短時間勤務学校職員とみなして、新条例の規定を適用する。</u>	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項第三号に規定する定年前三任用短時間勤務学校職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則第八条の二、第八条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第十一条の規定を適用する。</u> <u>3 改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前三任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第二条第二項、第八条、第八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八条の四、第十二条第三項及び第十三条第一項の規定を適用する。</u>	

群馬県教育委員会が指定する大会等

- 1 高等学校体育連盟主催 (群馬県、関東、全国) のもの
 - (1) 県高等学校総合体育大会 (春季県高校軟式野球大会を含む)
 - (2) 県高等学校種目別選手権大会
 - (3) 県高等学校種目別新人大会 (秋季県高校軟式野球大会を含む)
 - (4) 全国高等学校総体県予選
 - (5) 関東高等学校種目別体育大会県予選
 - (6) 県定通制高等学校種目別選手権大会
 - (7) 県定通制高等学校種目別新人大会
 - (8) 地区別定通制高等学校種目別体育大会
 - (9) 全国・関東定通制高等学校種目別体育大会県予選
 - (10) 全国高等学校総合体育大会
 - (11) 関東高等学校種目別体育大会
 - (12) 全国・関東定通制高等学校種目別体育大会
- 2 高等学校体育連盟共催 (関東、全国) のもの
 - (1) 全国高等学校種目別選抜 (選手権) 大会
 - (2) 全国高等学校種目別選抜 (選手権) 大会関東予選
- 3 高等学校野球連盟主催 (群馬県、関東、全国) のもの
 - (1) 全国高等学校野球選手権群馬大会
 - (2) 関東高等学校野球大会県予選 (春季・秋季)
 - (3) 全国高等学校野球選手権大会
 - (4) 選抜高等学校野球大会
 - (5) 関東高等学校野球大会 (春季・秋季)
 - (6) 全国高等学校軟式野球選手権北関東地方予選群馬大会
 - (7) 関東高等学校軟式野球大会県予選 (春季・秋季)
 - (8) 全国高等学校軟式野球選手権大会
 - (9) 全国高等学校軟式野球選手権北関東地方大会
 - (10) 関東高等学校軟式野球大会 (春季・秋季)
- 4 学校農業クラブ連盟 (群馬県、関東、全国) 主催のもの
 - (1) 県学校農業クラブ連盟研究発表大会
 - (2) 関東地区学校農業クラブ連盟大会
 - (3) 日本学校農業クラブ全国大会
- 5 高等学校家庭クラブ連盟 (群馬県、全国) 主催のもの
 - (1) 県高等学校家庭クラブ連盟各種発表・競技大会
 - (2) 全国高等学校家庭クラブ研究発表大会
- 6 各種コンクール大会等
 - (1) 全国・関東音楽 (吹奏楽、合唱等)、演劇コンクール等
 - (2) 県内音楽 (吹奏楽、合唱等)、演劇コンクール等
- 7 その他
 - (1) 群馬県高等学校総合文化祭
 - (2) 全国高等学校総合文化祭
 - (3) 全国・関東盲、ろう学校種目別体育大会
 - (4) 全国 (関東フロッグ地区予選会を含む)・県障害者スポーツ大会
 - (5) 高等学校文化連盟主催部門別全国大会・関東大会 (県予選を含む)
 - (6) 全国高等学校定時制通信制軟式野球大会
 - (7) 全国高等学校定時制通信制軟式野球群馬県大会
 - (8) 県高等学校定時制通信制軟式野球秋季大会
 - (9) 群馬県産業教育フェア
 - (10) 全国産業教育フェア

別表第2 (第7の第1項(2)⑦関係)

在職期間	1週間の勤務日数												
	1月までの 達する期	1月を2 超える期	2月を3 超える期	3月を4 超える期	4月を5 超える期	5月を6 超える期	6月を7 超える期	7月を8 超える期	8月を9 超える期	9月を10 超える期	10月を11 超える期	11月を12 超える期	12年未満
	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3 (第7の第1項(2)④関係)

在職期間	1 週間 当 た り の 勤 務 時 間															
	30時間を超え31時間以下	29時間を超え30時間以下	28時間を超え29時間以下	27時間を超え28時間以下	26時間を超え27時間以下	25時間を超え26時間以下	24時間を超え25時間以下	23時間を超え24時間以下	22時間を超え23時間以下	21時間を超え22時間以下	20時間を超え21時間以下	19時間を超え20時間以下	18時間を超え19時間以下	17時間を超え18時間以下	16時間を超え17時間以下	16時間
1月までの1連月	1日	3日	4日	5日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
1月を2超える1連月	1日	3日	4日	5日	6日	6日	8日	10日	10日	12日	14日	15日	17日	18日	20日	21日
2月を3超える2連月	1日	2日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	17日	18日	20日
3月を4超える3連月	1日	2日	3日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
4月を5超える4連月	1日	2日	3日	4日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
5月を6超える5連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
6月を7超える6連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
7月を8超える7連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
8月を9超える8連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
9月を10超える9連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
10月を11超える10連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
11月を12超える11連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
12月を13超える12連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
13月を14超える13連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
14月を15超える14連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
15月を16超える15連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
16月を17超える16連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
17月を18超える17連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
18月を19超える18連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
19月を20超える19連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
20月を21超える20連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
21月を22超える21連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
22月を23超える22連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
23月を24超える23連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
24月を25超える24連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
25月を26超える25連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
26月を27超える26連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
27月を28超える27連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
28月を29超える28連月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	16日	17日	19日
29月を30超える29連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	10日	12日	12日	14日	15日	17日	18日	20日	21日
30月を31超える30連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
31月を32超える31連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
32月を33超える32連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
33月を34超える33連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
34月を35超える34連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
35月を36超える35連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
36月を37超える36連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
37月を38超える37連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
38月を39超える38連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
39月を40超える39連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
40月を41超える40連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
41月を42超える41連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
42月を43超える42連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
43月を44超える43連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
44月を45超える44連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
45月を46超える45連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
46月を47超える46連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
47月を48超える47連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
48月を49超える48連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
49月を50超える49連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
50月を51超える50連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
51月を52超える51連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
52月を53超える52連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
53月を54超える53連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
54月を55超える54連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
55月を56超える55連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
56月を57超える56連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
57月を58超える57連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
58月を59超える58連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
59月を60超える59連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
60月を61超える60連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
61月を62超える61連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
62月を63超える62連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
63月を64超える63連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
64月を65超える64連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
65月を66超える65連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
66月を67超える66連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
67月を68超える67連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
68月を69超える68連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
69月を70超える69連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
70月を71超える70連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
71月を72超える71連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
72月を73超える72連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
73月を74超える73連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
74月を75超える74連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
75月を76超える75連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
76月を77超える76連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
77月を78超える77連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
78月を79超える78連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
79月を80超える79連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
80月を81超える80連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
81月を82超える81連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
82月を83超える82連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
83月を84超える83連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日	13日	15日	16日	18日	19日	21日	22日
84月を85超える84連月	1日	3日	4日	5日	6日	8日	10日	11日	12日							